

議案第 27 号

平成 28 年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成 28 年 2 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

平成28年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	61,850戸
(2) 年間総排水量	19,450,000強
(3) 一日平均排水量	53,288強
(4) 主要な建設改良事業	
① 汚水管渠整備事業	338,692千円
② 雨水管渠整備事業	46,218千円
③ 汚水管渠改良事業	22,680千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,318,400千円
第1項 営業収益		1,987,979千円
第2項 営業外収益		1,330,420千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,272,480千円
第1項 営業費用		2,852,923千円
第2項 営業外費用		418,057千円
第3項 特別損失		500千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,240,840千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,886千円、過年度分損益勘定留保資金754,940千円、当年度分損益勘定留保資金400,014千円、減債積立金10,000千円及び建設改良積立金50,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		817,976千円
第1項 企業債		522,800千円
第2項 他会計負担金		111,875千円
第3項 国庫補助金		166,600千円
第4項 工事負担金及び分担金		7,701千円
第5項 寄附金		9,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,058,816千円
第1項 建設改良費	965,563千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	1,093,253千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 384,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	138,800	同上	同上	同上
計	522,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費263,580千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、256,464千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,340千円と定める。